

学力に関する証明書について【学部・大学院・科目等履修生共通】

【注意事項】

高等学校教諭一種免許状（福祉）及び高等学校教諭一種免許状（公民）の学力に関する証明書をお求めの場合は、事前に必ずご卒業のキャンパス（教務課）へご連絡ください。

◆学力に関する証明書は、教育職員免許状に係る履修科目等を証明するものであり、教員免許状の申請や追加で教員免許状を取得する場合に使用するものです。（成績証明書とは異なります。）

◆証明書発行申請受理後、発送までに2～3週間程度を要します。余裕をもってお申し込みください。

◆1免許種・1教科の証明になります。例えば、中学校教諭一種免許状（国語）と高等学校教諭一種免許状（国語）の学力に関する証明書が必要な場合は、2通分のお申し込みが必要です。

◆証明書発行申請画面の郵送先入力画面の郵送オプション備考欄に以下【必須項目】の1～6を漏れなくご入力ください。なお、必須項目以外にも確認を要する場合があります。郵送先入力画面の緊急連絡先欄には必ず日中連絡が取れる電話番号をご入力ください。

◆払い戻しはできませんので、不明点がありましたら証明書発行申請の前に問合せ先へご連絡ください。

【必須項目】

1、本学における学修歴（科目等履修も含む）

例1：学部卒業

例2：学部卒業、大学院博士前期課程修了、科目等履修生

例3：学部卒業、科目等履修生（H29年度前期からH29年度後期）

例4：学部卒業、大学院博士前期課程修了、科目等履修生（大学院時の学部聴講による単位取得あり）

※大学院在籍中の学部聴講による単位取得も漏れなくご入力ください。

2、既得免許状の有無と種類

例1：無

例2：有（中学校一種免許状（国語））

※有の場合は免許種類全てを入力してください。

3、使用目的

例1：免許状の個人申請（〇〇大学と合算で申請）

例2：〇〇一種免許状取得

例3：単位の確認

4、提出先

例 1：〇〇県教育委員会

例 2：〇〇大学

5、適用免許法

例 1：新法（平成 28 年改正免許法）

例 2：旧法（平成 10 年改正免許法）

例 3：旧々法（昭和 63 年改正免許法）

例 4：旧々々法（昭和 29 年改正免許法）

※新法に読み替えた証明書か、在学中の適用法の証明書が必要かは、提出先に確認してください。

※教育職員免許法の改正に伴う本学の適用時期は以下のとおりです。

新法（平成 28 年改正免許法）	2019（平成 31）年度以降入学者
旧法（平成 10 年改正免許法）	2000（平成 12）年度～2018（平成 30）年度入学者
旧々法（昭和 63 年改正免許法）	1990（平成 2）年度～1999（平成 11）年度入学者
旧々々法（昭和 29 年改正免許法）	1989（平成元）年度以前入学生

6、発行希望免許状種類・数

例 1：幼稚園教諭一種免許状 1 通

例 2：中学校教諭一種免許状（国語） 1 通

例 3：中学校教諭専修免許状（英語） 1 通

※1 免許種・1 教科の証明になります。

※所属していた学科（研究科）で取得できる免許状の種類（教科）以外は発行できません。

※昭和 63 年の法改正により、従前の一級免許状及び二級免許状は以下のとおり変更になりました。

中学校教諭一級普通免許状	→	中学校教諭一種免許状
中学校教諭二級普通免許状	→	中学校教諭二種免許状
高等学校教諭一級普通免許状	→	高等学校教諭専修免許状
高等学校教諭二級普通免許状	→	高等学校教諭一級免許状

【学力に関する証明についての問い合わせ先】

ご卒業のキャンパスへお問い合わせください。瀬戸短期大学ご卒業生は、総務課（078-303-4712）まで。

須磨キャンパス 教務課 TEL078-737-2323、2327

ポートアイランドキャンパス 教務課 TEL078-303-4708